

平成30年度低炭素型廃棄物処理支援事業補助金

(廃棄物収集運搬車の低燃費化事業)

公募要領

平成30年9月

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

公益財団法人廃棄物・3R研究財団（以下「財団」という。）では、環境省から平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）の交付決定を受け、地球環境と循環型社会の形成に資することを目的として、廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトラックの導入に要する経費に対して、当該経費の一部を補助する事業を実施します。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は、この公募要領に記載しておりますので、応募される方は公募要領を熟読いただくようお願いします。

また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）も併せて熟読いただくようお願いします。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としていますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、財団としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金への応募申請を行う方は、以下の点を充分にご認識された上で、応募申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募申請者が財団に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数：4年）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について財団の承認を受けなければなりません。なお、財団は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、支払い済の補助金のうち解除対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくことになります。
- 5 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

目次

1. 補助金の目的と性格	4 P
2. 公募する事業の対象	5 P
3. 補助対象事業（採択事業）の選定	8 P
4. 応募に当たっての留意事項	9 P
5. 応募の方法	10 P
6. 問い合わせ先	15 P

《応募申請様式等》

・補助金精算払請求書【交付規程様式第14】	17 P
・暴力団排除に関する誓約書（別紙3）	19 P
・エコドライブ等燃費改善に関する取り組み（別紙4）	20 P
・リース料金算定根拠明細書（別紙5）	21 P
・交付申請書兼完了実績報告書【交付規程様式第17】	23 P
・実施計画書【交付規程様式第17別紙1】	24 P
・経費内訳【交付規程様式第17別紙2】	27 P
・補助対象車両の内訳書【別紙1-1】	31 P
・年度間走行距離一覧表【別紙1-2】	32 P
・事業の効果（CO ₂ 削減量）計算書【別紙1-3-1】	33 P
・事業の効果（費用対効果）【別紙1-3-2】	34 P
・実績燃費計算シート【別紙1-4】	35 P
・補助対象経費支出予定額の内訳書【別紙2-1】	36 P
・価格計算内訳書【別紙2-2】	37 P
・販売実績・価格証明書【別紙2-3】	38 P
・補助対象車両に係る財産処分（抵当権設定）の承認申請書 【交付規程様式第19及び19の2】	39 P/40 P
・補助対象車両へのステッカー等の貼り付けについて	42 P

《参考資料》

・補助対象経費の区分等（別表第1）	22 P
・先進環境対応型ディーゼルトラック型式一覧表（別表第2）	41 P

《入力シート》

・応募申請用入力シートⅠ	29 P
・応募申請用入力シートⅡ	30 P

○ 補助事業完了後に提出すべき報告書等の作成について	16 P
・事業報告書【交付規程様式第16】	18 P

1. 補助金の目的と性格

- 本補助金は、廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトラックを導入する事業者に対し、導入に必要な経費の一部を補助することにより、地球環境の保全及び循環型社会の形成に資することを目的としております。
- 事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。
このため、応募申請においては算出過程も含む二酸化炭素の削減量の根拠を明示していただきます。また、事業完了後は削減量の実績を報告していただきます。
- 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。
具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付要綱（平成28年4月1日付け環産発第1604017号、環産企発第1604017号。以下「交付要綱」という。）及び低炭素型廃棄物処理支援事業実施要領（平成28年4月1日付け環産発第1604018号、環産企発第1604018号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。
万が一、これらの規定が守られず、財団の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の解除の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について充分ご理解いただいた上で、応募申請をしてください。
- 補助金で取得した財産（補助対象車両）については、適正な財産管理を行うとともに、補助事業により取得した財産である旨の表示（ステッカーなどの貼付）が必要です。

2. 公募する事業の対象

本補助金の対象は、(1)の基本的要件に適合する(2)の事業とします。

(1) 対象事業の基本的要件

- ア 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
- イ 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳等が明確な根拠に基づき示されていること。
- ウ 本事業について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。
- エ 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること。
（詳細は、19P別紙3「暴力団排除に関する誓約書」をご確認ください。）

(2) 対象事業の要件等

ア 対象事業（該当する型式は「別表第2」参照 41P）

補助金の交付の対象とする補助事業は、廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトラックを導入する事業とします。

イ 対象事業の要件

自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。）の車両総重量3.5トン超の自動車であって、次の1)又は2)のいずれか及び3)に該当するもの（改造した自動車にあつては、原動機、動力伝達装置、走行装置又は燃料装置を改造していないものに限る。）。

1) 次のすべてに該当するもの

- a) 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関する消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成27年経済産業省・国土交通省告示第1号）1-1（4）及び（5）の各表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（以下「平成27年度重量車燃費基準」という。）以上であること。
- b) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第41条第1項第5号の基準（以下「平成21年排出ガス基準」という。）に適合すること。

c) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年排出ガス基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

2) 次のすべてに該当するもの

d) 平成27年度重量車燃費基準に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

e) 平成21年排出ガス基準に適合すること。

3) 「エコドライブなど適正運転の実施」及び「車両の維持管理の取り組み」の両方ともに「別紙4(20P)」の内容欄の項目のいずれかの取り組みを行っていること。

ウ 補助対象車両は、平成30年4月2日から平成31年1月31日までに新車新規録された車両であること。(割賦等所有権保留は認められません。)

(3) 補助事業者

本事業について補助金の応募申請をできる者は、補助対象となる先進環境対応型に適合した廃棄物収集運搬車を所有する(自動車検査証の所有者)次に掲げる者としします。

① 一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業を営む事業者で、次の各号に掲げる者としします。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 法律により直接設立された法人

オ その他大臣の承認を得て財団が適当と認める者

② 廃棄物収集運搬車の貸渡し先が上記①に該当するリース事業者

(4) 共同実施

他の事業者と共同で補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1事業者を本補助金の応募申請等を行い交付の対象者となる代表の事業者(以下「代表事業者」という。)とし、他の事業者を共同事業者としします。

なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により補助対象となる先進環境対応型に適合した廃棄物収集運搬車を取得する者に限ります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり財団が承認した場合を

除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

(5) リース

補助対象車両がリースの場合は、補助対象車両を保有するリース事業者を申請事業者とし、リース契約については、次に掲げる要件のすべてを満たすものに限り、

- ① リース期間中の途中解約又は解除が原則できない契約であること。
- ② 所有権移転外リース取引であること。
- ③ 対価が先進環境対応型の廃棄物収集運搬車の取得価額並びに利子、自動車税等、自動車損害保険料及び手数料の額の合計額となる契約であること。
- ④ リース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（法定耐用年数：4年）以上の契約であること。
- ⑤ 補助金が交付された場合に補助金交付額相当分がリース料の低減に充てられる旨が明記された特約又は覚書等が締結された契約であること。
- ⑥ 日本国内で使用する先進環境対応型廃棄物収集運搬車の貸渡し契約であること。
- ⑦ 中古の先進環境対応型廃棄物収集運搬車をリースする契約でないこと。
- ⑧ 親会社、子会社、関連会社又はこれに準ずるもの間での契約でないこと。

(6) 補助金の交付額（詳細は別表第1 補助対象経費の区分等 22P参照）

廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトラックの導入事業を行うために必要な経費と当該車両と同等の運搬能力を有する車両の導入事業を行うために必要な費用との差額（以下「補助対象経費」という。）と下記の「基準額」を比較して、どちらか少ない額に3分の1を乗じて得た額を交付額とします。

ただし、増車（注）の場合は、「当該車輦と同等の運搬能力を有する車両」を「21年に購入したと仮定した車輦」とみなします。

なお、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

基準額（大型150万円、中型88万円、小型80万円）

（注）増車には下記の場合を含みます。

- ①買替の場合であって買替前の車両が、当該車両（補助対象車両）と同型・同用途でない場合。
- ②買替の場合であって買替前の車両の価格を証明する根拠がない場合。（下記の場合）

「買替前の車両の価格を証明する根拠」とは、領収書等がある場合（当該車両（補助対象車両）と同型・同用途であることを証明する必要があります。）又は、ディーラー等に購入当時の販売記録が残っている場合とします。

3. 補助対象事業（採択事業）の選定

(1) 一般公募を行い、選定します。

対象事業の基本的要件に適合しない提案、または提出された応募書類に不備がある場合は、受理できません。

(2) 応募申請者より提出された応募書類に基づき、申し込み順に審査を行い、環境省から交付を受けた補助金の範囲内において補助事業の採否を決定します。

審査にあたり、必要に応じて資料の追加提出を求め場合があります。

不採択の場合は、その旨を通知します。

また、対象事業の要件に適合する応募であっても、予算額に達した後に提出のあった場合には不採択としますので予めご了承ください。

(3) 想定される審査項目

① 廃棄物収集運搬に供される先進環境対応型ディーゼルトラックであること。

② CO₂排出削減効果が認められる1年度間に走行する距離。

※補助対象車両であっても稼働状況によっては不採択となることがあります。

③ エコドライブ等燃費改善に関する取り組み。

※平成30年度の審査項目については、確定次第当財団のホームページに掲載します。

(4) 採否を問わず、審査結果に対する御意見は対応いたしかねますので、予めご了承ください。

4. 応募に当たっての留意事項

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(2) 補助対象経費

補助対象経費は、別表第1（22P）の補助対象経費欄のとおりであり、補助事業を行うために直接必要な経費で、当該事業で使用されたことを証明できるものに限りま

す。

＜補助対象外経費の代表例＞

- ・ 既存車両の廃棄費、予備品、官公庁等への申請・届出に係る経費、本補助金への応募申請等に係る経費
- ・ なお、標準装備以外のオプション品については、補助対象外とする場合があります。

(3) 維持管理

補助事業により導入した車両等は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられる必要があります。また、導入に関する各種法令を遵守する必要があります。

(4) 二酸化炭素の削減量の把握

補助事業者は、補助事業の完了後は、事業の実施による二酸化炭素の削減量の把握を行う必要があります。また、交付規程に基づき、財団の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供する必要があります。

(5) 事業報告書（交付規程様式第16（第16条関係）18P）の作成及び提出

補助事業者は、自動車検査証の登録日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間について、二酸化炭素削減効果等を記載した事業報告書を毎年度作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣に提出する必要があります。

また、事業報告書の根拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければなりません。

(6) 補助対象車両の表示

補助対象車両には補助金で取得した財産であることを表示（ステッカー等の貼付）する必要があります。ステッカー等は補助事業者が自身で作成するか、当財団が作成したものを購入する必要があります。

当財団からステッカーを購入する場合には、応募申請時に申込書を提出していただき、購入代金は交付決定通知書兼交付額確定通知書を受領後に指定の方法で納入してください。ステッカーの貼付及び購入については別添1（42P）、別添2（43P）をご覧ください。

5. 応募の方法

(1) 応募申請書類

応募申請に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。なお、応募申請書類のうち「様式」については、財団ホームページよりダウンロードして作成するようお願いいたします。

応募申請書類の作成は、応募申請用入力シートⅠ及びⅡ（29P～30P）に必要な事項を入力することにより、応募申請に要する計算処理などとともに関連する書式へ自動転記されますので、他の書式等に必要な入力の確認を行った後に一括して印刷をしていただき、所定の体裁を整えて応募申請書を作成してください。

応募申請に必要な書類等は以下のとおりですが、審査に伴い、必要に応じて以下の書類等以外に別途資料等の提出をお願いする場合があります。

1) 基本書式及び証拠・証明書類

(ア) 交付申請書兼完了実績報告書【交付規程様式第17】（23P）

(イ) 実施計画書【交付規程様式第17別紙1】（24P）

実施計画書添付資料（別紙1-1～別紙1-4）

(ウ) 経費内訳書【交付規程様式第17別紙2】（27P）

経費内訳書添付資料（別紙2-1～別紙2-3）

(エ) 企業パンフレット等業務概要がわかる資料及び定款

代表事業者（共同事業者がある場合はそれを含み、リースの場合は、貸し渡し先事業者のものを含む。）の企業パンフレット等業務概要がわかる資料及び定款を提出すること。また、申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の写し（いずれも発行後3ヶ月以内のもの。）を提出すること。なお、法人設立の認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の定款の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には提出を要しない。

(オ) 経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）

代表事業者（共同事業者がある場合はそれを含み、リースの場合は、貸し渡し先事業者のものを含む。）の直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書を提出すること。

応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること。また、申請者が個人企業の場合は提出を要しない。さらに、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出すること。ただし、

この案が作成されていない場合には、提出を要しない。

- (カ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）に基づく一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可書の写し（リースの場合は、貸し渡し先事業者の許可書の写し）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第三十五号）第二条に規定する者は、そのことが分かる書類をご提出ください。（例：市町村との委託契約書のコピー）
- (キ) 補助対象車両に係る自動車検査証、見積書及び請求書、並びに支払いを証する書類の写し
- (ク) 補助対象車両と同型・同用途の車輛の価格を証明する書類
 - ①買替であって領収書等がある場合は、実績証明書（別紙2-3-（1） 38 P-1）
 - ②買替であって領収書等が無く当時の販売記録が残っている場合は、販売実績証明書（別紙2-3-（2） 38 P-2）
 - ③増車（買替であって買替前の車輛が補助対象車両と同型・同用途でない場合又は価格を証明する根拠がない場合を含む。）の場合は、価格証明書（別紙2-3-（3） 38 P-3）
- (ケ) 補助金精算払請求書（交付規程様式第14 17 P）
- (コ) 暴力団排除に関する誓約書（別紙3 19 P）
- (サ) エコドライブ等燃費改善に関する取組（別紙4 20 P）
- (シ) 補助対象車両に抵当権を設定する場合の承認申請書
（交付規程様式第19及び様式第19の2 39 P、40 P）
- (ス) 自動車賃貸借契約書（コピー）（リース契約の場合に限る。）
- (セ) リース料金算定根拠明細書（リース料金から補助金相当分が減額されたことこの分かる書類）（リースの場合に限る。）（別紙5 21 P）
- (ソ) 自動車賃貸借（変更）契約書（コピー）（リース契約の変更がある場合に限る。）
- (タ) リース料金（変更）算定根拠明細書（リース料金の変更により補助金相当分が減額されたことこの分かる書類）（リース料金の変更がある場合に限る。）

(別紙5 21P)

2) 別紙書式一覧

- (a) 別紙1-1 【補助対象車両の内訳】 (31P)
- (b) 別紙1-2 【年度間走行距離一覧表】 (32P)
- (c) 別紙1-3-1 【事業の効果：CO₂削減量】 (33P)
- (d) 別紙1-3-2 【事業の効果：費用対効果】 (34P)
- (e) 別紙1-4 【実績燃費計算シート】 (35P)
- (f) 別紙2-1 【補助対象経費支出予定額の内訳】 (36P)
- (g) 別紙2-2 【価格計算内訳書】 (37P)
- (h) 別紙2-3 【実績・販売実績・価格証明書】 (38P)

3) 申請内容別応募申請に必要な書類

申請者	申請内容	基本書式証拠・証明書類	別紙書式
廃棄物処理事業者	買替え (旧車の購入証明があるもの。)	(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ) (ク) (ケ) (コ) (サ) (シ) ※	(a) (b) (c) (d) (e) (f) (g) (h)
	増車 (買替えでも購入証明の無いものを含む。)	(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ) (ク) (ケ) (コ) (サ) (シ) ※	(a) (b) (c) (d) (f) (g) (h)
リース事業者	買替え (旧車の購入証明があるもの。)	(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ) (ク) (ケ) (コ) (サ) (シ) ※ (ス) (セ) (ソ) ※(タ) ※	(a) (b) (c) (d) (e) (f) (g) (h)
	増車 (買替えでも購入証明の無いものを含む。)	(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ) (ク) (ケ) (コ) (サ) (シ) ※ (ス) (セ) (ソ) ※(タ) ※	(a) (b) (c) (d) (f) (g) (h)

※は、以下に該当する場合のみ提出する。

- (シ) : 補助対象車両に抵当権を設定する場合
- (ソ) (タ) : リース契約の変更を行う場合

(2) 応募申請用入力シートⅠ及びⅡの記入方法

応募申請に必要な基本書式の(ア)～(ウ)及び別紙様式の(a)～(g)については、入力シートに記入することにより、申請に必要な計算項目等に自動計算され、各様式に自動的に転記されます。

なお、手書きにて応募申請書を作成する場合は、お手数ですが15Pの「問い合わせ先」にご連絡ください。

① 応募申請用入力シートⅠ

応募申請用入力シートⅠは、実施計画書(様式第17別紙1)への必要事項の入力です。

応募申請用入力シートⅠの「記入の手順」に従って必要事項を入力してください。必要事項の全ての記入が終了しましたら、「申請期日入力」に申請日を記入して、「応募申請用入力シートⅡへ」をクリックして次へ進んでください。

② 応募申請用入力シートⅡ

応募申請用入力シートⅡは、経費内訳書(様式第17別紙2)への必要事項であり、補助対象車両の補助金交付額の決定に関する審査内容等の記入です。お手元に、「自動車検査証」、「見積書」、「請求書」、「領収書」、車両のカタログなどを用意して、記入漏れや記入間違いのないようにしてください。

応募申請用入力シートⅡの「記入の手順」に従って必要事項を入力してください。

複数台の申請の場合は、「n台目入力へ」をクリックし、又はスクロールして次のシートに移動し同様に車両毎の必要な入力を進めてください。

③ 印刷

応募申請用入力シートⅡにおいて、申請台数の入力終了した場合は「印刷画面へ」をクリックして印刷をしてください。

これにより、12P 3)における基本書式(ア)(イ)(ウ)、別紙書式(a)～(g)の書類が印刷されます。

(3) 応募申請書の受付期間及び提出方法

平成30年9月3日(月)～平成31年1月31日(木)

ただし、上記期間が満了する前に応募申請額が予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。

(1)の応募申請書類(紙)と電子媒体を提出期限までに下記の提出方法により、財団へ提出してください。

応募申請は、申し込み順とし、郵便(当日消印有効)、総務大臣の許可を受けた事業者が取り扱う信書便(当日通信受付日有効)、持参(持参の場合は、土日、祝祭日、及び平成30年12月29日～平成31年1月3日を除く9時～12時、13時～17時まで)のいずれかに限ります。

電子メールによる提出は受け付けません。

予算額を超える申請があった場合には、予算額に達した日に受付した応募申請を対象に抽選を行い、申し込み順を決定します。

また、受付状況並びに受付が予算額に達した場合には、当財団のホームページで公表する予定です。

なお、受付期間以降に財団に到着した書類のうち、遅延が財団の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募申請してください。

複数台の応募は可能ですが、可能な限り一つの応募申請にまとめてください。

五月雨式に応募されることのないようお願いします。なお、応募台数の制限はありません。

(4) 提出先

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

〒130-0026

東京都墨田区両国3-25-5 J E I 両国ビル8階

(5) 提出部数

(1) の応募申請書類(紙)を A4版フラットファイルに整理してとじ込み、2部(正本1部、副本(写し)1部)、当該書類の電子データを保存した電子媒体(CD-R)1部を提出してください。(電子媒体には、応募申請事業者名を必ず記載してください。)

応募申請書類は、必ずA4版フラットファイルを用い、インデックスを付けるなどカテゴリー別に整理し、ファイリングしてください。なお、インデックスは白紙を用いて書式ごとに整理してください。

また、応募申請書類は申請に必要な全ての書類等をファイリングし、インデックス付けによる指定の体裁を整えたものを指定部数提出するものとし、応募申請書類の不足や体裁に不備不足のある場合には、応募申請書類を着払いにて応募申請者に返却します。

この場合、応募期間内であれば指定の書類・体裁を整えて再提出することができます。

なお、応募申請書類等について財団が必要と認めた場合には、応募申請書類等の内容の照会、訂正による差替え、資料の追加などについて期間を定めて求めることがあります。指定の期間内に回答、整理、処理ができないものは不受理となることがあります。

※ 応募申請書類の不備以外には、提出いただいた応募申請書類は返却しませんので必ず写しを控えておいてください。

6. 問い合わせ先

問い合わせ内容を正確に把握するため、電子メールを極力利用してください。その際、メール件名を「廃棄物収集運搬車の低燃費化事業」としてください。

<問い合わせ先>

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

〒130-0026

東京都墨田区両国3-25-5 J E I 両国ビル8階

担当：浅野、田中、飯田

TEL：03-6659-6424

FAX：03-6659-6425

E-mail：r.koudoka-3@jwrf.or.jp

○ 補助事業完了後に提出すべき報告書等の作成について

ア 事業報告書（交付規程様式第16（第16条関係）18P）

1) 事業報告書の対象期間及び提出時期

事業報告書は、補助事業が完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間について、二酸化炭素削減効果等を記載した事業報告書を毎年度作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣に提出してください。（交付決定通知の際に別途お知らせします。）

2) 事業報告書の記入事項

二酸化炭素の削減量

①削減量

事業報告書の対象とする年度における実績による二酸化炭素の削減量を、算定方法及び算定根拠とともに記入してください。

なお、算定根拠として使用した具体的資料を添付してください。

②交付申請書兼完了実績報告書に記載した削減量に達しなかった場合

①の二酸化炭素削減量が、交付申請書兼完了実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合には、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記入してください（交付申請書兼完了実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記入を要しません。）。

○ その他（圧縮記帳の適用）

本補助金は、法人税法第42条第1項及び所得税法第42条第1項の「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第42条）の適用を、また、個人の場合は、国庫補助金等の総収入金額不算入の規定（所得税法第42条）の適用を受けることができます。

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、所定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

様式第14 (第13条関係)

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理事長 梶原 成元 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者名 印
(貸渡し先(リースの場合))

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型廃棄物処理支援事業) 精算払請求書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)の精算払を受けたいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称 廃棄物収集運搬車の低燃費化事業
- 2 請求金額 金 円
- 3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義
 - ① 金融機関名 :
 - ② 支店名 :
 - ③ 預貯金種別 : (普通、当座、別段) いずれかを○で囲む
 - ④ 口座番号 :
 - ⑤ 口座名義(カナ) :

※カナの記載例(「株式会社」が前の場合):株式会社廃棄物運搬 → カ ハイキブツウンパン
(「株式会社」が後の場合):廃棄物運搬株式会社 → ハイキブツウンパン(カ)

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

様式第16 (第16条関係)

平成 年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代 表 者 名 印
(貸渡し先 (リースの場合))

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型廃棄物処理支援事業) 平成 年度事業報告書

平成 年 月 日付け廃3R研第 号で交付決定の通知を受けた 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (低炭素型廃棄物処理支援事業) について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (低炭素型廃棄物処理支援事業) 交付規程第16条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 廃棄物収集運搬車の低燃費化事業
- 2 事業実施による二酸化炭素排出削減効果等について
 - (1) 平成 年度二酸化炭素排出削減量 (実績)
 - (2) 実績報告書における二酸化炭素排出削減量・燃料利用量に達しなかった場合の原因 (今後の取り組み、改善を含めて記載すること。)

注：交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

別紙3

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理事長 梶原 成元 殿

暴力団排除に関する誓約書

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、補助事業の実施期間及び完了後の将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係をしている。

平成 年 月 日

住 所
法 人 名
代 表 名

印

※ リースの場合には、申請者及び貸渡し先の両者の提出を必要とします。

別紙 4

公益財団法人 廃棄物・3R研究財団
理事長 梶原 成元 殿

(応募申請事業者の車両使用・管理に関する基本的な考え方又は具体的な励行内容について、書式に記載された該当するエコドライブ等の項目に記入して提出すること。)

エコドライブ等燃費改善に関する取り組み

(申請者) 住 所
法人名
代表者名 印

(貸渡し先) 住 所
法人名
代表者名 印

具体的な取り組み内容 (該当する項目に○を付ける) (リースの場合は貸渡先が記入)

項 目		内 容
エコドライブ など適正運転 の 実施	現在の実施の 有無	エコドライブの実施 (空ぶかし、急発進、急加速等の削減)
		エコドライブマニュアルの作成、配布
		エコドライブに関する教育、訓練の実施
		アイドリングストップの徹底
		デジタル運行記録計等の活用
	今後の計画の 有無	エコドライブの実施 (空ぶかし、急発進、急加速等の削減)
		エコドライブマニュアルの作成、配布
		エコドライブに関する教育、訓練の実施
		アイドリングストップの徹底
		デジタル運行記録計等の活用
車両の維持管理	点検・整備に関する教育・訓練の実施	
	日々の始業点検・定期点検の完全実施	
	運転日報の作成	
	廃棄物収集運搬車の清掃等による臭気対策の実施	

別紙5

リース料金(変更)算定根拠明細書

申請者
氏名又は名称 _____ 印

車 名 :

型 式 :

登録番号 :

貸 与 先 : _____

貸与月数 : _____ ヶ月

単位：円、消費税抜き

項目	通常料金	補助金適用料金	備 考
車両価格			
補助金		▲	
小計			
諸税等			
金利等			
小計			
残存価格	▲	▲	
合計			
リース料月額			

別表第1 補助対象経費の区分等

1 補助事業の区分	2 補助事業の内容	3 補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
廃棄物処理業 低炭素化促進 事業	廃棄物収集運搬車の低燃費化を図る事業	廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトラック ^{注1} の導入事業を行うために必要な経費で財団が承認した経費。	大型 ^{注2} 150万円 中型 ^{注3} 88万円 小型 ^{注4} 80万円	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

注1：「先進環境対応ディーゼルトラック」とは、自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう）の車両総重量

3.5トン超の自動車であって次の①又は②のいずれかに該当するもの（改造した自動車にあつては、原動機、動力伝達装置、走行装置又は燃料装置を改造していないものに限る。）をいう。

① 次のすべてに該当するもの

ア) 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関する消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成27年経済産業省・国土交通省告示第1号）1-1（4）及び（5）の各表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（以下「平成27年度重量車燃費基準」という。）以上であること。

イ) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第41条1項第5号の基準（以下「平成21年排出ガス基準」という。）に適合すること。

ウ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年排出ガス基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

② 次のすべてに該当するもの

ア) 平成27年度重量車燃費基準に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ) 平成21年排出ガス基準に適合すること。

注2：「大型」とは、ベース車両の車両総重量が12トン超のものをいう。

注3：「中型」とは、ベース車両の車両総重量が7.5トン超12トン以下のものをいう。

注4：「小型」とは、ベース車両の車両総重量が3.5トン超7.5トン以下のものをいう。

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理事長 梶原 成元 殿

住 所
氏名又は名称
代表者名
(貸渡し先(リースの場合))

印)

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型廃棄物処理支援事業) 交付申請書兼完了実績報告書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支援事業)交付規程第5条第1項の規定に基づき下記のとおり申請及び報告します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の名称 廃棄物収集運搬車の低燃費化事業
- 2 補助事業の目的及び内容
別紙1 実施計画書のとおり
- 3 補助金交付申請額 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 4 補助事業に要する経費
別紙2 経費内訳のとおり
- 5 その他参考資料

様式第17【別紙1】

廃棄物収集運搬車の低燃費化事業実施計画書

事業の名称	平成30年度 廃棄物収集運搬車の低燃費化事業	
事業実施の代表者 (事業の実質の責任者)	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	(※応募申請用入力シートにより自動転記されます。)
事業実施の担当者 (問い合わせに対応できる実施計画書等の作成者)	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	(※応募申請用入力シートにより自動転記されます。)
経理責任者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	(※応募申請用入力シートにより自動転記されます。)
共同事業者の代表者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	(※応募申請用入力シートにより自動転記されます。)
共同事業者の担当者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	(※応募申請用入力シートにより自動転記されます。)

使用者へ貸渡し先	代表者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	(※応募申請用入力シートにより自動転記されます。)		
	担当者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	(※応募申請用入力シートにより自動転記されます。)		
	廃棄物収集 運搬に係る 許可番号	一般廃棄物 産業廃棄物	(※応募申請用入力シートにより自動転記されます。)		
	補助対象車 両の使用の 本拠地	住所	別紙1-1のとおり。		
事業の目的・概要		(先進環境対応型車両を選定した理由等を記入して下さい。) (※応募申請用入力シートにより自動転記されます。)			
補助対象車両(廃 棄物の収集運搬の 用に供する先進環 境対応型ディーゼ ルトラック)	登録年月日	別紙1-1のとおり。			
	登録番号	別紙1-1のとおり。			
	車台番号	別紙1-1のとおり。			
	車名(メーカー)・型式	別紙1-1のとおり。			
	架装業者	別紙1-1のとおり。			
	車体の形状	別紙1-1のとおり。			
	用途(自動車検査証の用途)	別紙1-1のとおり。			
	所有者の氏名又は名称	別紙1-1のとおり。			
	所有者の住所	別紙1-1のとおり。			
	使用の本拠の位置	別紙1-1のとおり。			
	区分 ^{注1}	(大 型)	(中 型)	(小 型)	
	台 数	(※応募申請用入力シート により自動転記されます。) 台	(※応募申請用入力シートに より自動転記されます。) 台	(※応募申請用入力シートによ り自動転記されます。) 台	
抵 当 権 の 有 無	(※応募申請用入力シートにより自動転記されます。)				

補助対象車両の使用計画	補助対象車両の具体的な用途	(応募申請用入力シートの「主な用途」に何をどうするための収集運搬車であるか記入する。) (※応募申請用入力シートにより自動転記されます。)
	年度間走行距離 (km) (別紙に、車両毎の年度間走行距離見込 (km) の内訳 (発着場所を含む) を添付すること。)	(※応募申請用入力シートにより自動転記されます。) (km)
事業の効果 【CO ₂ 削減量及び費用対効果 (CO ₂ を1トン削減するために必要な経費)】	【CO₂削減量】 注2 (t-CO ₂ /年) (※応募申請用入力シートにより自動転記されます。) 【費用対効果】 注3 (円/t-CO ₂) (※応募申請用入力シートにより自動転記されます。)	
事業実施に関連する事項	*他の補助金との関係を記入して下さい。(※応募申請用入力シートにより自動転記されます。)	

注1：大型とはベース車両の車両総重量が12トン超のもの、中型とはベース車両の車両総重量が7.5トン超12トン以下のもの、小型とはベース車両の車両総重量が3.5トン超7.5トン以下のものをいう。

注2：CO₂排出削減量を求める計算式

年間の一台当たりのCO₂排出削減量 (t-CO₂/年) =

$$\frac{A_1 \times B}{C \times 1,000} - \frac{A_2 \times B}{D \times 1,000}$$

A1：先進環境対応型に適合していない補助対象車両と同型・同用途車両の走行距離 (km/年)

A2：先進環境対応型補助対象車両の走行距離 (km/年)

B：排出係数 (2.69kg-CO₂/ℓ)

C：先進環境対応型に適合していない補助対象車両と同型・同用途車両の燃費 (km/ℓ)

D：先進環境対応型補助対象車両の燃費 (km/ℓ)

- ・実施計画書の「事業の効果」欄に記載する年間の総【CO₂削減量】(t-CO₂/年)は、補助対象車両のCO₂排出削減量の合計を記載して下さい。

注3：費用対効果を求める計算式

$$\text{CO}_2 \text{削減コスト} [\text{円}/\text{tCO}_2] = \text{補助対象経費支出予定額} [\text{円}] * 1 \div (\text{年間の総CO}_2 \text{排出削減量} [\text{t-CO}_2/\text{年}] * 2 \times \text{耐用年数} [\text{年}]) * 3$$

*1 補助対象経費支出予定額は、様式第17別紙2の経費内訳の④欄の額です。

*2 注2で算出した年間の総CO₂排出削減量です。

*3 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月30日大蔵省令第15号)別表第一「機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用根数表」の種類欄「車両及び運搬具」の「特殊自動車」の「タンク車、じん芥車、し尿車、寝台車、霊きゅう車、トラックミキサー、レッカーその他の特殊車体を架装したもの」の4年とします。

- ・実施計画書の「事業の効果」欄に記載する年間の【費用対効果】(円/t-CO₂)は、補助対象車両の費用対効果の合計を記載して下さい。

様式第17【別紙2】

廃棄物収集運搬車の低燃費化事業経費内訳書

① 総事業費 (※応募申請用入力シートにより自動転記されます。)	② 寄付金その他の収入 (※応募申請用入力シートにより自動転記されます。)	③ 差引額 (①-②) (※応募申請用入力シートにより自動転記されます。)
④ 補助対象経費支出予定額 (先進環境対応型に適合していない補助対象車両と同型・同用途の車両の価格との差額) (下記アからイを差し引いた金額) 注: 複数台の場合は、別紙2-1による。		(※応募申請用入力シートにより自動転記されます。)
ア. 先進環境対応型ディーゼルトラック本体価格 (補助対象車両)		(※応募申請用入力シートにより自動転記されます。)
イ. 先進環境対応型に適合していない補助対象車両と同型・同用途の車両の価格		(※応募申請用入力シートにより自動転記されます。)
⑤ 基準額 注: 複数台の場合は、別紙2-1による。		(※応募申請用入力シートにより自動転記されます。)
⑥ 選定額 (④と⑤の少ない方の金額) 注: 複数台の場合は、別紙2-1による。		(※応募申請用入力シートにより自動転記されます。)
⑦ 補助基本額 (③と⑥の少ない方の金額を記載) 注: 複数台の場合は、別紙2-1による		(※応募申請用入力シートにより自動転記されます。)
⑧ 補助金所要額 (⑦×1/3) (千円未満切り捨て) 注: 複数台の場合は、別紙2-1による。		(※応募申請用入力シートにより自動転記されます。)

補助対象経費支出予定額内訳 (応募申請用入力シートにより自動転記されます。)					
経費区分・費目		金額 (円)		積算内訳	
合計					
購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	購入時期

・消費税は除く。

「イ．先進環境対応型に適合していない補助対象車両と同型・同用途の車両（旧車両）の価格」欄は、以下によります。

1. 買替の場合

旧車両（先進環境対応型に適合していない車両）の購入当時の領収書等の額を応募申請用入力シートⅡの「旧車両の価格」欄に記入してください。

ただし、領収書等（請求書その他の資料を含む）により、旧車両が補助対象車両と同型・同用途であることが証明できる必要があります。（旧車両が補助対象車両と同型・同用途でない場合には、「買替」ではなく「増車」として応募申請してください。）

領収書等がある場合は「実績証明書（別紙2-3-（1））38P」を作成してください。

領収書等がない場合であってメーカー、ディーラー等に購入当時の販売記録が残っている場合には購入したメーカー、ディーラー等から旧車両の購入の際の販売実績に基づく「販売実績証明書（別紙2-3-（2））38P」を取得してください。

そのうえで、取得した販売実績証明書の額を応募申請用入力シートⅡの「旧車両の価格」欄に記入してください。

2. 増車の場合

増車の場合（補助対象車両と同型・同用途の旧車両がない場合）は、補助対象車両を購入したメーカー、ディーラー等から平成21年車両の「価格証明書（別紙2-3-（3））38P」を取得してください。

そのうえで、取得した価格証明書の額を応募申請用入力シートⅡの「旧車両の価格」欄に記入してください。

「価格証明書」の取得に当たっては、平成21年購入車両を旧車両とみなし、補助対象車両と同型・同用途で先進環境対応型に適合していない車両を価格証明してもらってください。

※ 買替の場合の領収書（購入証明）の額、販売実績証明書、増車の場合の価格証明書の額は、補助対象車両の購入価格と比較するため、消費者物価指数により補正した値が計上されます。

応募申請用入力シート I

応募申請用入力シート I (申請者等基本情報等) 入力画面

項目	応募申請者基本情報入力	
事業実施の代表者 (事業の実質の責任者)	会社名等 所 属 所在地 役 職 名 氏 名 T E L F A X E-mail	□□□株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町**番地**号 代表取締役社長 〇〇 〇〇 ***-***-**** ***-***-**** *****@***.**.jp
事業実施の担当者 (問い合わせに対応できる実施計画書等の作成者)	会社名等 所 属 所在地 役 職 名 氏 名 T E L F A X E-mail	□□□株式会社 △△支店 〇〇県〇〇市〇〇町**番地**号 △△支店長 〇〇 〇〇 ***-***-**** ***-***-**** *****@***.**.jp
経 理 責 任 者	会社名等 所 属 所在地 役 職 名 氏 名 T E L F A X E-mail	□□□株式会社 △△支店□□課 〇〇県〇〇市〇〇町**番地**号 □□課長 〇〇 〇〇 ***-***-**** ***-***-**** *****@***.**.jp
共同事業者の代表者	会社名等 所 属 所在地 役 職 名 氏 名 T E L F A X E-mail	株式会社□□□ △△部 〇〇県〇〇市〇〇町**番地**号 代表取締役社長 〇〇 〇〇 ***-***-**** ***-***-**** *****@***.**.jp
共同事業者の担当者	会社名等 所 属 所在地 役 職 名 氏 名 T E L F A X E-mail	株式会社□□□ △△部 〇〇県〇〇市〇〇町**番地**号 △△課長 〇〇 〇〇 ***-***-**** ***-***-**** *****@***.**.jp
使 用 者 へ 貸 渡 し 先	代表者	△△株式会社 △△部 〇〇県〇〇市〇〇町**番地**号 代表取締役社長 〇〇 〇〇 ***-***-**** ***-***-**** *****@***.**.jp
	担当者	□□□株式会社 △△部□□課 〇〇県〇〇市〇〇町**番地**号 □□部□□主任 〇〇 〇〇 ***-***-**** ***-***-**** *****@***.**.jp
	廃棄物収集 運搬に係る 許可番号	一般廃棄物 〇〇-第112-2号 産業廃棄物 △△-第333-1号
補助対象車両 の使用の 本拠地	住 所	応募申請用入力シート II に入力下さい。

項目	応募申請事業概要情報入力
事業の目的・概要	(先進環境対応型車両を選定した理由等を記入して下さい。 廃棄物収集運搬車の買い替えに当たり、先進環境対応の導入を検討し、選定導入した。
補助申請対象車両 の使用計画	補助申請対象車両の具 体的な用途 応募申請用シート II に記載をお願いします。
事業実施に関する事項	※他の補助金との関係を記入して下さい。 国からの他の補助金は受けていません。

申請期日入力	平成**年**月**日
--------	-------------

入力完了後クリックしてください [応募申請用シート II](#)へ

[申請概要入力へ](#)

応募申請用入力シートⅡ

応募申請用入力シートⅡ

1台目 [1台目入力](#)

買替の場合の入力イメージ

申請車両購入区分及び申請車情報	申請車両年度間走行情報	申請車両の購入額等	
申請台数 複数 車種 大型 1 号車 購入区分 買替 登録年月日 平成29年10月20日 登録番号 東京22は12-12 車台番号 車両総重量 AAA-12 15,000 kg 車名(メーカー) 型式 L R G b b b 通称名 架装業者 ○○スター 大阪工業 車体の形状 用途 塵芥車 特種 所有者の氏名又は名称 東京都○○区○○3-25-1 所有者の住所 ○○△事業株式会社 使用の本拠の位置 東京都○○区○○2-1-2 抵当権の有無 無	具体的な用途 都内○○区内の中間処理施設から廃棄物を◎◎処分場への運搬に供する。 代表的な運行コース 出発地(A) ○○区△△ 経由地 到着地(B) ○○区22 (A)から(B)までの距離 30 km 移動回数及び年度間稼働日数 2回 260日 その他の走行距離 年度間走行距離 500 km 「増車」の先進環境対応型の燃費 7.5 km/ℓ 「増車」の旧車両相当型式換算燃費 5.0 km/ℓ 実績走行距離 120,000 km 入力 旧車両 実績燃料使用量 30,000 ℓ 入力 旧車両	①1台毎の車両購入費 12,000,000 円 ②寄付金その他の収入 0 円 ③差引額(①-②) 12,000,000 円 買替の場合の旧車両情報 旧車両(先進環境対応型に適合していない車両) 車両総重量 14,500 kg 車体の形状 塵芥車 旧車両の購入時価格 10,000,000 円 旧車両の購入年 平成 20 年 消費者物価指数 98.8 車両総重量 適合 車体の形状 適合	増車の場合の旧車両情報 平成21年車両価格 円 消費者物価指数
		⑤基準額 1,720,000 円 ⑥選定額(④と⑤の少ない方の額) 1,720,000 円 ⑦補助基本額(③と⑤の少ない方の額) 1,720,000 円 ⑧補助金所要額(⑦×1/3) 573,000 円	④補助対象経費支出予定額(物価指数補正後) 1,858,300 円 申請台数分の入力終了しましたら下記の「入力完了」をクリックして下さい。 入力完了 複数台数申請の場合は次の申請車入力画面に進んで下さい。 2台目入力

2台目 [2台目入力](#)

増車の場合の入力イメージ

申請車両購入区分及び申請車情報	申請車両年度間走行情報	申請車両の購入額等	
申請台数 複数 車種 中型 1 号車 購入区分 増車 登録年月日 平成29年10月20日 登録番号 東京22は12-13 車台番号 車両総重量 BBB-111 8,000 kg 車名(メーカー) 型式 S R G w w w 通称名 架装業者 △△ ○○産工機 車体の形状 用途 貨物 貨物 所有者の氏名又は名称 東京都○○区○○3-25-1 所有者の住所 ○○△事業株式会社 使用の本拠の位置 東京都○○区○○2-1-2 抵当権の有無 無	具体的な用途 都内▽▽区内の事務所ビル内廃棄物の収集運搬に供する。 代表的な運行コース 出発地(A) ▽▽区2 経由地 到着地(B) ▽▽区3 (A)から(B)までの距離 20 km 移動回数及び年度間稼働日数 3回 250日 その他の走行距離 年度間走行距離 300 km ④先進環境対応型の燃費 7.5 km/ℓ 「増車」の旧車両相当型式換算燃費 5.0 km/ℓ 実績走行距離 km 入力不要 旧車両 実績燃料使用量 ℓ 入力不要 旧車両	①1台毎の車両購入費 8,000,000 円 ②寄付金その他の収入 0 円 ③差引額(①-②) 8,000,000 円 買替の場合の旧車両情報 旧車両(先進環境対応型に適合していない車両) 車両総重量 kg 車体の形状 旧車両の購入時価格 円 旧車両の購入年 平成 年 消費者物価指数 98.0 車両総重量 車体の形状	増車の場合の旧車両情報 平成21年車両価格 7,000,000 円 消費者物価指数 98.0
		⑤基準額 970,000 円 ⑥選定額(④と⑤の少ない方の額) 900,810 円 ⑦補助基本額(③と⑤の少ない方の額) 900,810 円 ⑧補助金所要額(⑦×1/3) 300,000 円	④補助対象経費支出予定額(物価指数補正後) 900,810 円 申請台数分の入力終了しましたら下記の「入力完了」をクリックして下さい。 入力完了 複数台数申請の場合は次の申請車入力画面に進んで下さい。 3台目入力

別紙 1 - 1

平成30年度低炭素型廃棄物処理支援事業補助金（廃棄物収集運搬車の低燃費化事業）

補助対象車両（廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトラック）の内訳

（応募申請者名： _____ ）

No.1

車種	号車	登録年月日	登録番号	車台番号	車名（メーカー）型式	架装業者	車体の形状	用途	所有者の氏名又は名称	所有者の住所	使用の本拠の位置	抵当権の有無
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
大型												
中型												
小型												

年度間走行距離一覧表

別紙 1 - 2

No.1

(応募申請者名：)

車種 号車	主な用途		出発地 (A)	経由地	到着地 (B)	(A) から (B) までの距離	移動回数	1日の走行距離	年度間稼働日数	年度間走行距離
1	計	代表的なコース								
		その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	計	代表的なコース								
		その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	計	代表的なコース								
		その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	計	代表的なコース								
		その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	計	代表的なコース								
		その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	計	代表的なコース								
		その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	計	代表的なコース								
		その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	計	代表的なコース								
		その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	計	代表的なコース								
		その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	計	代表的なコース								
		その他の走行距離	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-

合計			
----	--	--	--

事業の効果 【CO2削減量(t-CO2/年)】

別紙1-3-1

①走行距離(km)×②排出係数(kg-CO₂/ℓ)

①走行距離(km)×②排出係数(kg-CO₂/ℓ)

③先進環境対応型に適合していない補助対象車両と同型・同用途の車両の燃費(km/ℓ)×1,000

④先進環境対応型の燃費(km/ℓ)×1,000

(買替の場合は実績走行距離及び燃料使用量から求めた燃費)

(応募申請者名：)

	車種	号車	①走行距離 (km)	②排出係数(a) (kg-CO ₂ /ℓ)	③先進環境対応型に適合していない補助対象車両 と同型・同用途の車両の燃費(b)(km/ℓ)	④先進環境対応型の燃費 (km/ℓ)	CO ₂ 削減量(t-CO ₂ /年)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	大型						
	中型						
	小型						
	合計		—	—	—	—	

(a)燃料(軽油)のCO₂排出係数は2.619(kg-CO₂/ℓ)とする。

事業の効果 【費用対効果（CO₂を1トン削減するために必要な経費）(t-CO₂/年)】

別紙1-3-2

CO₂削減コスト（円/t-CO₂）=補助対象経費支出予定額（円）÷（年間CO₂排出量削減量（t-CO₂/年）×耐用年数（年））

（応募申請者名： ）

車種	号車	補助対象経費 支出予定額（円）	年間CO ₂ 排出量削減量 （t-CO ₂ /年）	耐用年数(年)※	CO ₂ 削減コスト （円/t-CO ₂ ）
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
	大型				
	中型				
	小型				
	計			—	
	CO ₂ 削減コスト				

※ 耐用年数は4年とする。

別紙2-1

平成30年度低炭素型廃棄物処理支援事業補助金（廃棄物収集運搬車の低燃費化事業）

NO.1 補助対象経費支出予定額の内訳【別紙2 経費内訳の④】

(応募申請者名：)

車種	号車	①総事業費 (1台毎の購入費)	②寄付金その他の収入	③差引額 (①-②)	④補助対象経費 支出予定額	④-ア 先進環境対応型ディーゼル トラック本体価格	④-イ 先進環境対応型に 適合していない補助対象車両 と同型・同用途の車両の価格	⑤基準額	⑥選定額 (④と⑤の少ない方の額)	⑦補助基本額 (③と⑥の少ない方の金額)	⑧補助金所要額 (⑦×1/3)
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
大型	台										
中型	台										
小型	台										
総額			0円								

「④-ア」の価格は「①」の購入費から安全走行、環境保全(燃費改善に資する等)及び通常走行に必要な装備品以外の過大なオプションを差し引いた価格としてください。

(買替で領収書等がある場合) 買替前の車両が補助対象車両と同型・同用途である場合

平成 年 月 日

実績証明書

(申請者が記入してください。)

公益財団法人 廃棄物・3R研究財団
理事長 梶原 成元 殿

(申請者)

住 所

法 人 名

代 表 者 名

印

平成30年度補助対象車両及び補助対象車両と同型・同用途の先進環境対応型に適合していない車両の価格について以下のとおり証明します。

	補助対象車両	旧車両の価格 (領収書等)
年式・車両型式		
車体形状		注：同型・同用途の車両
車両総重量 (kg)		注：補助対象車両±5%以内
シャシ価格 (A) (円)		
ボディー価格 (B) (円)		
車体価格 (A+B) (円)		
値引き額 (円)		
値引き率 (%)		
値引き後車両価格 (円)		

※1 消費税を除く。

※2 ・領収書等に基づき記載してください。また、購入年月を備考欄に記載してください。

・車両価格のみの金額 (自動車税、保険、登録諸費用等除く) としてください。

・旧車両の上記内容を証明する書類 (車検証、見積書又は請求書、領収証などの支払証明書のコピー) を添付してください。

(備考)

(買替で領収書等がない場合) ディーラー等に販売記録が残っている場合

平成 年 月 日

販売実績証明書

(買替前の車両を購入したディーラー等に記載をお願いしてください。)

公益財団法人 廃棄物・3R研究財団
理事長 梶原 成元 殿

(ディーラー等)

住 所

法 人 名

代 表 者 名

印

平成30年度補助対象車両及び補助対象車両と同型・同用途の先進環境対応型に適合していない車両(販売実績)の価格について、以下のとおり証明します。

	補助対象車両	旧車両(販売実績価格)
年式・車両型式		
車体形状		<small>注：同型・同用途の車両</small>
車両総重量 (kg)		<small>注：補助対象車両±5%以内</small>
シャシ価格(A) (円)		
ボディー価格(B) (円)		
車体価格(A+B) (円)		
値引き額 (円)		
値引き率 (%)		
値引き後車両価格 (円)		

※1 消費税を除く。

※2 ・販売実績に基づき記載してください。また、販売年月を備考欄に記載してください。

・車両価格のみの金額(自動車税、保険、登録諸費用等除く)としてください。

(備考)

(増車の場合) 買替であっても領収書等がない場合及び買替前の補助対象車両と同型・同用途でない場合

平成 年 月 日

価格証明書

(ディーラー等に記入をお願いしてください。)

公益財団法人 廃棄物・3R研究財団
理事長 梶原 成元 殿

(ディーラー等)

住 所

法 人 名

代 表 者 名

印

平成30年度補助対象車両及び補助対象車両と同型・同用途の先進環境対応型に適合していない車両(平成21年価格証明車両)の価格については、以下のとおり証明します。

	補助対象車両	旧車両(証明価格)
年式・車両型式		
車体形状		注：同型・同用途の車両
車両総重量 (kg)		注：補助対象車両±5%以内
シャシ価格(A) (円)		
ボディー価格(B) (円)		
車体価格(A+B) (円)		
値引き額 (円)		
値引き率 (%)		注：値引き率は補助対象車両を上限とする
値引き後車両価格 (円)		

※1 消費税を除く。

※2 上記については、必要に応じて根拠の提示を求め場合があります。また、正当な理由と認められない場合には、不受理又は不採択とする場合があります。

(備考)

様式第19

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理事長 梶原 成元 殿

住 所

法 人 名

代 表 者 名

(貸渡し先(リースの場合))

印

)

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により取得する補助対象
車両に係る財産処分(抵当権の設定)について

標記について、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型廃棄物処理支
援事業)交付規程」第5条第2項並びに第8条第十四号に基づき、様式第19の2の
処分について承認を求めます

様式第19の2

1 処分の種類：抵当権の設定

2 処分の概要

間接補助事業者			所在地		
※リースの場合にあっては、リース事業者名			※リースの場合にあっては、貸渡し先の氏名又は名称、住所		
車名及び型式			登録番号及び車台番号		
複数の場合は別紙でも可			複数の場合は別紙でも可		
補助年度	補助金申請額	総事業費 (補助対象 経費)	処分制限期 間(法定耐 用年数) (A)	経過年数 (B)	残存年数 (A) - (B)
平成 29年度	円	円	4年	年 ヶ月	年 ヶ月
経緯及び処分の理由				処分(抵当権の設定) 予定年月日	
<p>※該当するものに○を付す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助財産を取得する資金の確保のため。 補助事業者の事業の資金繰りのため(当該抵当権設定を行わなければ事業の継続ができず、かつ返済の見込みがあるもの)。 					

(別表第2)

先進環境対応型ディーゼルトラックの型式一覧

自動車検査証上の表記において、型式の排出ガス規制適合識別記号が「TKG」、「TPG」、「TRG」、「SPG」、「SRG」、「QKG」、「QPG」、「QRG」、「LPG」、「LRG」、「2KG」、「2PG」、「2RG」であって、下表記載の型式であるもの。

(補助申請対象車両の型式が、先進環境対応型車両であるか各車両メーカーに確認をしてください。)

【大型】(12トン超)

メーカー	いすゞ		UDトラック	日野	三菱ふそう	ボルボ
型式	CVR	CYZ	CD	FE	FK**Z	H2T
	CXE	EXD	CG	FH	FK	M2T
	CXG	EXR	CK	FJ	FP	
	CXM	EXY	CV	FN	FS	
	CXY	EXZ	CW	FQ	FU	
	CXZ	FTR	CX	FR	FV	
	CYE	FTS	GK	FS	FY	
	CYG	FVR	PK	FW		
	CYH	FVZ		GC		
	CYJ			GD		
	CYL			GN		
	CYM			SH		
	CYY			SS		

【中型】(7.5トン超12トン以下)

メーカー	いすゞ	UDトラック	日野	三菱ふそう	マツダ
型式	FRR	BKR	FC	FE*9	LKR
	FRS	BMR	FD	FK	LPR
	FSR	BPR	FE	FE*M	
	FSS	FE	FH	FQ	
	NKR	LK	FJ	BSZ5F24	
	NPR	MK	GC		
	FVR		GD		
	FVZ		XZC		
			XZU		

【小型】(3.5トン超7.5トン以下)

メーカー	いすゞ	UDトラック	日野	三菱ふそう	マツダ	日産	トヨタ
型式	ASZ1F24	BJR	FC	BSZ1F24	LHR	FB	XZC
	ASZ2F24	BJS	FD	BSZ2F24	LHS	FD	XZU
	ASZ4F24	BKR	XZC	FB	LJR	FE A,B	
	ASZ5F24	BLR	XZU	FD	LJS	FG BA	
	NHR	BLS		FE A,B,C	LKR	SZ1F24	
	NHS	BMR		FE*9	LKS	SZ2F24	
	NJR	BNR		FGA,B	LLR	SZ4F24O	
	NJS	BNS			LLS	SZ5F24O	
	NKR	BPR			LMR		
	NKS	FBA			LMS		
	NLR	FDA			LNR		
	NLS	FEA,B,C			LNS		
	NMR	FG A			LPR		
	NMS	FGB			LPS		
	NNR						
	NNS						
	NPR						
	NPS						

・登録型式に「改」が付く改造車両にあつては、「原動機」、「動力伝達装置」、「走行装置」、「燃料装置」の全てが改造されていない車両に限ります。
 ・対象は、ディーゼル車に限ります。
 ・この一覧は、変更または追加する場合があります。
 ・各メーカーの型式記号で上記表中にない車両であっても、ポスト新長期規制適合車指定型式(平成27年度燃費基準達成車に限る)に適合する車両であれば補助対象車両となります。

補助対象車両へのステッカー等の貼り付けについて

補助事業者の皆さんは、補助金（廃棄物収集運搬車の低燃費化事業）で取得した財産であることを明示する必要があります。

補助金で取得した財産であることを明示する方法としては、当財団のホームページに掲載している「交付申請の手引き」に示すひな形のステッカー等を補助対象車両に貼り付けていただく必要があります。

1. ステッカー等を補助事業者が自ら作成する場合。

ひな形のとおりステッカー等を作成し補助対象車両に貼り付けてください。

2. ステッカーを財団から購入する場合

購入方法は下記のとおり

- ① 次頁のステッカー購入申込書を応募申請書と一緒に財団に提出してください。

※ステッカー購入申込は貸渡し先事業者が申し込んでも差し支えありません。

- ② ステッカーは、当財団が補助金申込を採択した場合に限り、「補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書」に同封してお送りします。

また、併せて「請求書」と「納品書」を一緒にお送りいたします。

- ③ ステッカー代金及び支払方法

・ステッカー1枚あたり200円です。

・「定額小為替」又は「銀行振込」のいずれかの方法でお支払いください。

【購入費用の支払い方法】

(1) 定額小為替

現金を定額小為替証書に換えて送付する送金方法です。

お近くのゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口で、ステッカー購入金額分（注1）の定額小為替証書を発行してもらい、当財団宛てご郵送ください。

なお、定額小為替証書1通につき100円の発行手数料がかかります。

（注1）

【例】ステッカー1枚の場合

ステッカー代金（200円）と定額小為替証書の発行手数料（100円）合わせて300円の費用がかかります。

(2) 当財団指定銀行口座に振込

※振込手数料は、貴社にてご負担くださいますようお願いいたします。

ステッカー購入申込書
(平成30年度廃棄物収集運搬車の低燃費化事業)

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理事長 梶原 成元 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

印
)

下記のとおり、ステッカーの購入を申し込みます。

購入代金は、貴財団の指示に従いお支払いします。

記

補助事業への申請台数	台
ステッカー購入希望枚数	枚